

県立学校の対応について

本県において、令和3年9月12日をもって緊急事態宣言が解除され、9月13日から9月30日まで、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の対象となった。最近の県内の感染者数は減少傾向にあるが、医療提供体制の負荷が高いことや変異株による感染の再拡大などの心配もあることから、今後も引き続き、感染拡大防止対策に徹底して取り組む必要がある。

これを受け、上記期間中、県立学校においては、次のとおり対応する。

(1) 学校活動全般に関する対応

①これまでの対策の蓄積や状況の変化を踏まえ下記の事項に特に留意し、基本的な感染防止対策の徹底を図る。

- ・効果が高いとされる不織布マスクの使用
- ・日々の健康観察の徹底（本人のほか、同居者に体調不良がある場合も出校を控える）
- ・ワクチンを接種した職員・生徒においても、基本的な対策は継続
- ・不要不急の外出自粛等、学校・家庭外を含めた感染予防意識の高揚 等

②これに加え、以下の取組により、教育活動と感染防止対策を両立し、学校活動を継続する。

○高等学校における取組

地域の感染状況や学校の実情を踏まえ、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリット学習等に、必要に応じて取り組む。学校内においては、近距離で対面形式となるグループワークなど感染リスクが高い学習活動については、可能な限り避ける。

○特別支援学校における取組

事業者とも連携して感染防止対策を実施した上でのスクールバス運行をはじめ、医療的ケア、寄宿舎、給食といった特別支援学校で想定される学校生活の各種場面において可能な限りの工夫を行い、感染リスクの低減に取り組む。

(2) 部活動における対応

○原則として校内での活動のみとし、他校との練習試合・交流試合等は自粛とする。

大会等への参加については、高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会に限り可とする。

※クラスター事案の発生や県内の感染状況によっては、更に厳しい方針に変更する場合があります。